

健生食輸発0227第1号
令和8年2月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イタリア産とうもろこしのアフラトキシン及びベトナム産バナナのアセタミプリド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年2月19日付け健生食輸発0219第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、イタリア産とうもろこしのアフラトキシン及びベトナム産バナナのアセタミプリドについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・イタリア産とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)のアフラトキシン
- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセタミプリド

2. 別表第3から削除

- ・ベトナム産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアセタミプリド(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SMART ECO FARM CORPORATION」であるものに限る。)